

公益財団法人秋田県国際交流協会インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人秋田県国際交流協会（以下「協会」という。）において実習・研修（以下「実習等」という）を行おうとする学生の受入（以下「インターンシップ」という）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 協会は、次条で定める学生に対し、協会での実習等の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上に寄与するとともに、県内の国際交流や多文化共生に関する様々な取組への理解を深めてもらうことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、高等学校、県内の専修学校及び県内の各種学校に在籍する者とする。

(手続き等)

- 第4条 インターンシップを希望する学生が所属する学校の代表者（以下「学校代表者」という。）は、当該学生が記入するインターンシップ申込書（様式第1号）とともにインターンシップ申請書（様式第2号）を協会理事長あてに提出しなければならない。
- 2 協会は、前項の申請書の内容を確認した上、学校代表者に対し受入の可否を通知するとともに、受入を決定した場合には、受入に関する協定書（様式3号）を取り交わすものとする。
 - 3 受入対象となった学生（以下「インターン」という。）は、速やかに協会へ誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。
 - 4 学校代表者は、この誓約内容の遵守について、インターンに徹底指導しなければならない。

(受入期間及び時間)

第5条 インターンシップの期間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の、午前10時から午後4時までの間とする。

(服務等の取扱い)

- 第6条 インターンは協会職員の身分を有しないが、対外的に協会の信用を傷つけ、又は協会の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- 2 インターンは、実習等の時間中、専ら所定の実習等に従事し、その目標の達成に努めなければならない。
 - 3 インターンは、実習等の時間中、協会職員が遵守すべき法令等を同様に遵守し、指導監督等を担当する職員（以下「協会担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

- 4 インターンは、実習等により知り得た情報（公開されているものは除く。）を外部に漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。
- 5 インターンは、実習等の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に協会の承認を得なければならない。
- 6 インターンは、病気等のため予定されていた実習等を受けることができない場合には、あらかじめ協会担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後、速やかに協会担当者にその旨連絡しなければならない。

（報酬等）

第7条 協会は、インターンに対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他インターンシップに伴ういかなる経済的負担も行わない。

（協会の責務）

第8条 協会はインターンシップのプログラムを作成し、実習等が円滑かつ適切に行われるよう努めるものとする。

（事故責任等）

- 第9条 インターンの学校代表者及びインターン本人は、インターンシップ中の事故に備え、傷害保険及び損害賠償保険等に加入するとともに、万が一、事故が発生した場合には、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 インターンが故意又は過失をもって第6条の規定に反する行為により、協会又は第三者に対して損害を与えた場合には、学校代表者及びインターン本人は連帯して責任を負わなければならない。

（インターンシップの中止）

- 第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。
- (1) インターンが第6条の規定による服務義務に従わない場合、その他実習等を継続することが困難であるとき。
 - (2) 実習等を継続することにより、協会の業務に支障が生じる、又はその恐れがあるとき。
 - (3) インターンシップにおける目標の達成が明らかに困難であると認められるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、協会と学校代表者が協議の上、定めるものとする。

（附則）

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は令和8年3月1日から施行する。